



平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社三社電機製作所
代表者名 代表取締役社長 四方 邦夫
(コード番号 6882 東証第二部)
問合せ先 取締役専務執行役員
管理本部長 藤原 正樹
(TEL 06-6321-0321)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 28 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 82 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 35 条（剰余金の配当等の決定機関）及び同第 36 条（剰余金の配当の基準日）第 2 項及び第 3 項を新設し、これにより変更案第 35 条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）及び変更案第 36 条第 2 項と内容が重複する現行定款第 37 条（中間配当）を削除するものであります。また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
自己の株式の取得 第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削 除)
第8条～第35条 (条文省略)	第7条～第34条 (現行どおり)
(新 設)	剰余金の配当等の決定機関 第35条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>
剰余金の配当の基準日 第36条 (条文省略)	剰余金の配当の基準日 第36条 (現行どおり)
(新 設)	<u>②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
(新 設)	<u>③前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
中間配当 第37条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	(削 除)
第38条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日 (火)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日 (火)

以 上